

学 振 育 第 1 3 5 号
令 和 5 年 1 0 月 6 日

海外特別研究員事業 採用者・採用内定者 各位

独立行政法人日本学術振興会
理事長 杉 野 剛
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例取扱いについて（通知）

平素より本事業の円滑な運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

令和2(2020)年度より、新型コロナウイルス感染症の影響により採用者本人の責によらず派遣先機関での研究実施が困難になった場合や、海外特別研究員の申請資格である博士号の取得が遅れ採用年度の4月1日時点において資格要件を満たさない状況が生じた場合等を考慮し、『海外特別研究員事業(RRA含む)の実施要項及び『日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引き』の取扱いについて特例措置を講じてきました。

このたび、令和5(2023)年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に変更されたことを踏まえ、当該特例措置は今年度実施分で終了することとします。また、令和6(2024)年度採用内定者につきましては、当該特例措置の対象外となります。

以上

【本件問合せ先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会

人材育成事業部 人材育成企画課 海外特別研究員担当

e-mail: kaitoku@jsps.go.jp TEL:03-3263-0189